

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 12 月 1 日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された「全国町村会総合賠償補償保険の範囲内の町が当事者である和解及び損害賠償の額を定めること」について、次のとおり専決処分をする。

令和 7 年 5 月 6 日に、葉山町木古庭 926 番地において、葉山町が所有している葉山町指定文化財「木古庭滝不動尊常緑樹林及び境内樹林」から樹木の倒木があり、法面下にあった相手方の石仏に直撃し落下損傷したことについて和解し、及び損害賠償の額を決定する。

1 相 手 方 葉山町木古庭 1662 番地

宗教法人 本圓寺

2 損害賠償額 608,300 円

3 和解の内容 損害賠償のほか、町と相手方との間に一切の債権債務関係がないことを確認する。

令和 7 年 9 月 9 日

葉山町長 山 梨 崇 仁

事故の概要

令和 7 年 5 月 6 日（火）午後 2 時 30 分頃、葉山町木古庭 926 番地において、葉山町が所有している葉山町指定文化財「木古庭滝不動尊常緑樹林及び境内樹林」から樹木の倒木があり、法面下にあった相手方の石仏に直撃し落下損傷させたもの。

1 和解の相手方

住所 葉山町木古庭 1662 番地
氏名 宗教法人 本圓寺

2 和解の内容

- (1) 町は、相手方に対して、本件事故に関する損害賠償金として、608,300 円を支払う。
- (2) 町及び相手方は、本件示談のほか、町と相手方との間に一切の債権債務関係がないことを確認する。

【事故発生場所・事故発生状況図】

